

# 信州“ブランド”戦略構築調査業務委託実施方針

## 1 事業の目的

信州ブランドの構築及びブランド戦略の実現の過程において、信州・長野県に対する内外のイメージの客観的把握と基礎的統計資料の獲得並びに検討段階における方向性の確認のために実施する。

なお、この事業は、雇用・就業機会の創出を図ることを目的に緊急雇用創出特別基金事業として実施する。

## 2 事業の内容

別に定める「仕様書」に記載のとおりとし、県内外の者を調査客体としてアンケート調査を実施し、調査客体が有している他地域とは異なる独自の信州・長野県に対するイメージ(例：信州・長野県から連想される自然環境のイメージ、四季の魅力の具体的なイメージ、農産物に対する具体的なイメージなど(=信州・長野県の「強み」、「売り」))を客観的に把握する。

## 3 事業の実施方法

別に定める「信州“ブランド”戦略構築調査業務受託者公募要領」に基づき業務委託により実施する。

## 4 委託予定期間

契約の日から平成16年11月30日まで

## 5 委託事業実施にあたっての事業従業者の雇用条件

この事業の受託者は、委託事業の実施にあたり事業従事者の雇用について、次の事項を遵守しなければならない。

### (1) 失業者の新規雇用

この委託事業において、受託者は必ず新規の労働者を雇用もしくは就業させること。新規雇用する予定の失業者の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等において広く募集の公開を図ること。新規雇用をする際には、本人に失業者であることを確認すること。新規雇用は6か月未満の期間雇用に限定し、本業務において雇用期間の更新を行わないこと。

### (2) 新規雇用者数等

委託業務に従事する全労働者数に占める新規雇用者数の比率は概ね75%以上とすること。  
委託事業費に占める人件費の割合は概ね80%以上とすること。

### (3) その他

上記のほか、「緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領」を遵守すること。